

湯河原町いじめに関する調査委員会設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、湯河原町いじめに関する調査委員会設置条例（平成 25 年湯河原町条例第 15 号。第 6 条第 1 項において「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、湯河原町いじめに関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「いじめ」とは、文部科学省が定義する「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」をいう。

(委員の組織及び役割)

第3条 調査委員会の委員（以下「委員」という。）は、学識経験者をもって組織する。

2 委員は、調査方針を決定し、第 6 条に定める調査を行い、明らかになった事実を考察する等の役割を果たすものとする。

(調査委員会の中立性及び公平性)

第4条 調査委員会は、調査で明らかになった事実にもみ誠実に向き合い、中立かつ公正に調査を行う。

(会議及び情報の公開)

第5条 調査委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、原則として非公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、調査委員会は、湯河原町情報公開条例（平成 17 年湯河原町条例第 1 号）第 5 条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項以外の事項を審議する場合にあっては、調査委員会の委員長が会議に諮って必要と認められる者に対して会議を公開することができる。

3 教育委員会は、委員の意見を聴いた上で、湯河原町情報公開条例に基づき、会議の会議録その他の記録を公開することができる。

(調査方法)

第6条 調査委員会は、条例第 2 条に定める所掌事務（以下この条において「所掌事務」という。）を遂行するために必要な範囲で、次に掲げる方法により調査を行うものとする。

(1) いじめに関し、自死した生徒が通っていた学校（以下この条において「当該学校」という。）及び湯河原町教育委員会（以下「教育委員会」という。）においてなされた調査に係る資料を再度検証すること。

(2) 教育委員会の委員、教育委員会事務局並びに当該学校の職員（過去に教育委員会事務局及び当該学校に勤務していた者を含む。）並びに当該学校の生徒（当該学校の生徒であった者を含む。）及びその保護者等（以下この条においてこれらを「調査対象者」という。）に事実関係や意見等に関する陳述、説明等（学校

その他の関係する現場における説明を含む。)を求めること。

- (3) 調査対象者に対して、文書等関係資料の提出、提示、閲覧、複写等を求め、又は当該学校その他の関係する現場において資料の確認若しくは説明を求めること。
- (4) 関係団体に照会して必要な事項の報告及び協力を求めること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、所掌事務を遂行するために必要となる協力を調査対象者又は外部の専門機関に対して求めること。

2 調査委員会は、前項の調査を行うに当たり、調査対象者が未成年であるときは、当該調査対象者及びその保護者の同意を得た上で、その心情に配慮し、適切な措置を講じなければならない。

3 教育委員会の委員、教育委員会事務局及び当該学校の職員その他の町の職員は、第1項に定める調査に協力するものとする。

4 調査委員会は、所掌事務を遂行するために必要な調査を教育委員会に要求することができる。

(答申及び公表)

第7条 調査委員会は、調査及び審議を終えたときは、答申書を作成し、教育委員会に対して報告する。

2 調査委員会は、調査及び審議の結論、その結論を導く根拠となった資料並びにこれらの資料により結論を導くに至った判断過程を、前項の答申書にできる限り詳細かつ明確に記載するものとする。

3 教育委員会は、前2項の規定により作成された答申書(以下この条において「答申書」という。)の内容を自死した生徒の遺族に対して報告するものとする。ただし、答申書の内容に第三者のプライバシーに関わる部分がある場合は、必要な配慮をし、報告するものとする。

4 教育委員会は、答申書の内容を速やかに公表する。ただし、公表に際しては、プライバシー保護のため、関係法令の趣旨に照らし、必要な配慮をしなければならない。

5 教育委員会は、答申書を公表したときは、教育委員会の権限の範囲内において、答申書の内容を踏まえ、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(事務局)

第8条 調査委員会の事務局は、教育委員会事務局学校教育課に置く。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。